

別表十七（二の二）の記載の仕方

1 特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象留保金額に係る個別控除対象外国法人税額の計算

- (1) この明細書のⅠは、内国法人が措置法第66条の7第1項（特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国法人税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第1項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に係る外国法人税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- (2) 各欄中金額を記載するものにあつては、「課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象留保金額に係る個別控除対象外国法人税額16」及び「減額されたとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額17」のかつこ書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- (3) 「他の特定外国子会社等から受けた控除対象配当等の額9」には、措置法令第39条の15第3項又は第39条の115第3項（他の特定外国子会社等から受けた控除対象配当等の額の控除）に規定する控除対象配当等の額を記載します。
- (4) 「外国法人税が異動した場合」の各欄は、特定外国子会社等の適用対象留保金額を有する事業年度又は連結事業年度につき当期に更正等により外国法人税が課された場合又は減額された場合に、その増額又は減額された外国法人税額のうち課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額に対応するもの（課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とします。）につき措置法第66条の7第1項又は第68条の91第1項の規定による外国税額の控除を受け、又は措置法令第39条の18第5項又は第39条の118第5項の規定により減額控除対象外国法人税額の計算をするときに記載します。
- (5) 平成元年4月1日前に開始した事業年度において措置法第66条の7第1項の規定の適用を受けた課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額が同日以後に開始した事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度において増額又は減額された場合の計算にあつては、「(10)と(11)のうち少ない金額12」の欄には「11」の金額を、「(12)と(13)の場合(13)-(12)15」の欄には「13」× $\frac{7-6}{7}$ の金額をそれぞれ記載します。
- (6) 「課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象留保金額に係る個別控除対象外国法人税額16」及び「減額されたとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額17」のかつこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。

2 特定外国子会社等に係る課税済留保金額又は個別課税済留保金額の損金算入額の計算

- (1) この明細書のⅡは、内国法人が措置法第66条の8第1項（特定外国子会社等に係る課税済留保金額の損金算入）又は連結法人が同法第68条の92第1項（連結法人に係る特定外国子会社等に係る個別課税済留保金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 各欄中金額を記載するものにあつては、「損金算入額35」のかつこ書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- (3) 「基準事業年度18」には、「21」から「23」までの剰余金の配当等の支払に係る基準日の属する特定外国子会社等の事業年度を記載します。
- (4) 「適用事業年度又は適用連結事業年度19」には、「18」の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の属する内国法人の事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）又は連結法人の連結事業年度（以下「適用連結事業年度」といいます。）を記載します。
- (5) 「請求権勘案保有株式等の保有割合(%)20」には、「18」の事業年度終了の時点における措置法令第39条の19第2項第1号又は第39条の119第2項第1号（課税済配当等の額の計算）に規定する割合を記載します。
- (6) 「適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内に支払った配当等の額の合計額21」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度の期間内に支払った剰余金の配当等の額（その支払に係る基準日が「18」の事業年度の期間内にあるものに限ります。）の合計額を記載します。
- (7) 「適用事業年度又は適用連結事業年度終了の日後に支払った配当等の額の合計額22」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度終了の日後に支払った剰余金の配当等の額（その支払に係る基準日が「18」の事業年度の期間内にあるものに限ります。）の合計額を記載します。
- (8) 「適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に支払った配当等の額の合計額23」には、特定外国子会社等が適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に支払った剰余金の配当等の額（その支払に係る基準日が「18」の事業年度の期間内にあるものに限ります。）の合計額を記載します。

なお、当該合計額は、次のいずれかに該当する事業年度又は連結事業年度において記載します。

- イ 内国法人又は連結法人のその事業年度又は連結事業年度が「21」又は「22」に記載すべき金額がある事業年度又は連結事業年度であること。
 - ロ 内国法人又は連結法人のその事業年度又は連結事業年度が「18」の事業年度終了の日から6月を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度であること。
 - (9) 「(24)のうち基準事業年度に係る適用対象留保金額の計算上控除される配当等の額25」には、特定外国子会社等の「18」の事業年度に係る別表十七(二)の「31」-「32」+「33」の金額と同表の「34」の金額のうち少ない金額を記載します。ただし、措置法第66条の6第3項又は第68条の90第3項（特定外国子会社等の事業従事者の人件費の控除）の規定の適用がある場合には、同表の「31」-「32」+「33」-「11」の金額と同表の「34」の金額のうち少ない金額を記載します。
 - (10) 「(27)のうち基準事業年度に係る課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額の計算上控除される金額28」には、特定外国子会社等の「18」の事業年度に係る別表十七(二)の「37」の金額を記載します。
 - (11) 「(27)のうち既に損金算入された金額29」には、その事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において「27」の金額につき措置法第66条の8第1項又は第68条の92第1項の規定により損金の額に算入した金額がある場合に、その損金の額に算入した事業年度又は連結事業年度の「30」の金額と「35」の金額のうち少ない金額を記載します。
 - (12) 「みなし配当等に係る課税済配当等の額31」には、措置法令第39条の19第2項第2号又は第39条の119第2項第2号に定める金額（当該金額のうち別表十七(二)の「38」に記載された金額がある場合には、その記載された金額を控除した後の金額）を記載します。この場合において、当該金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
 - (13) 「損金算入額35」のかつこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。
- ### 3 前10年以内の課税済留保金額及び個別課税済留保金額並びに既に外国税額の控除の対象とした外国法人税額に関する明細
- (1) この明細書のⅢは、内国法人が措置法第66条の7第1項若しくは第66条の8第1項（特定外国子会社等に係る課税済留保金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第1項若しくは第68条の92第1項（特定外国子会社等に係る個別課税済留保金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - (2) 各欄中金額を記載するものにあつては、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
 - (3) 「前期繰越額又は当期発生額」の「計」までの各欄は、前期の「翌期繰越額」の金額を移記し、「課税済留保金額又は個別課税済留保金額36」の「当期分」には別表十七(二)の「40」の金額を移記します。
 - (4) 「当期控除額」の「課税済留保金額又は個別課税済留保金額38」には、措置法第66条の8第1項又は第68条の92第1項の規定により損金の額に算入された金額のうち、「35」の金額に達するまでの金額を記載します。
 - (5) 「課税済留保金額又は個別課税済留保金額36」は次に掲げる事業年度又は連結事業年度にあつては、それぞれ次により記載してください。
 - イ 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）とする適格組織再編成を行った場合の当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七(二)の(二)付表一「10」の金額を記載します。
 - ロ 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合の当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七(二)の(二)付表二「6」の金額を記載します。
 - (6) 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額37」は次に掲げる事業年度又は連結事業年度にあつては、それぞれ次により記載してください。
 - イ 当該法人を合併法人等とする適格組織再編成を行った場合の当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七(二)の(二)付表一「11」の金額を記載します。
 - ロ 当該法人を分割法人等とする適格分割等を行った場合の当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七(二)の(二)付表二「7」の金額を記載します。
- ### 4 内国法人が措置法第66条の9の7第1項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）若しくは第66条の9の8第1項（特定外国法人に係る課税済留保金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の7第1項（特定外国法人の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の8第1項（特定外国法人に係る個別課税済留保金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。